

\*\*\*\*\*

平成 15 年 第 2 回臨時会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

平成 1 5 年 6 月 2 日

上富良野町議会

# 目 次

第 1 号 ( 6 月 2 日 )

○議 事 日 程 .....	1
○出 席 議 員 .....	1
○欠 席 議 員 .....	1
○遅 参 議 員 .....	1
○早 退 議 員 .....	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	1
○議会事務局出席職員 .....	2
○開 会 宣 言・開 議 宣 告 .....	3
○議会運営等諸般の報告 .....	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	3
○日程第 2 会期決定の件 .....	3
○日程第 3 報告第 1 号 .....	3
○日程第 4 議案第 1 号 .....	7
○日程第 5 議案第 2 号 .....	1 3
○日程第 6 議案第 3 号 .....	1 3
○日程第 7 議案第 4 号 .....	1 3
○日程第 8 議案第 5 号 .....	2 4
○閉 会 宣 告 .....	2 5

## 平成15年第2回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求める件（平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））	6月2日	承認可決
2	上富良野町保健福祉総合センター新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件	6月2日	原案可決
3	上富良野町保健福祉総合センター新築工事（機械設備工事）請負契約締結の件	6月2日	原案可決
4	上富良野町保健福祉総合センター新築工事（電気設備工事）請負契約締結の件	6月2日	原案可決
5	上富良野町老人福祉寮条例を廃止する条例	6月2日	原案可決
	報 告		
1	専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）	6月2日	報 告

平成 1 5 年 第 2 回 臨時 会

上 富 良 野 町 議 会 会 議 録 ( 第 1 号 )

平成 1 5 年 6 月 2 日 ( 月 曜 日 )

○議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名の件  
第 2 会期決定の件 6月2日 1日間  
第 3 報告第1号 専決処分報告の件(上富良野町税条例の一部を改正する条例)  
第 4 議案第1号 専決処分の承認を求める件(平成14年度上富良野町一般会計補正予算  
(第9号))  
第 5 議案第2号 上富良野町保健福祉総合センター新築工事(建築主体工事)請負契約締結の件  
第 6 議案第3号 上富良野町保健福祉総合センター新築工事(機械設備工事)請負契約締結の件  
第 7 議案第4号 上富良野町保健福祉総合センター新築工事(電気設備工事)請負契約締結の件  
第 8 議案第5号 上富良野町老人福祉寮条例を廃止する条例

---

○出席議員(20名)

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 中村有秀君  | 2番  | 中川一男君 |
| 3番  | 福塚賢一君  | 4番  | 笹木光広君 |
| 5番  | 吉武敏彦君  | 6番  | 西村昭教君 |
| 7番  | 石川洋次君  | 8番  | 仲島康行君 |
| 9番  | 岩崎治男君  | 10番 | 佐藤政幸君 |
| 11番 | 梨澤節三君  | 12番 | 米沢義英君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 徳島稔君  |
| 15番 | 村上和子君  | 16番 | 清水茂雄君 |
| 17番 | 小野忠君   | 18番 | 向山富夫君 |
| 19番 | 久保田英市君 | 20番 | 平田喜臣君 |

---

○欠席議員(0名)

---

○遅参議員(0名)

---

○早退議員(0名)

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |             |       |        |       |
|-------------|-------|--------|-------|
| 町長          | 尾岸孝雄君 | 助役     | 植田耕一君 |
| 収入役         | 樋口康信君 | 総務課長   | 田浦孝道君 |
| 企画調整課長      | 中澤良隆君 | 保健福祉課長 | 佐藤憲治君 |
| 商工観光まちづくり課長 | 垣脇和幸君 | 税務課長   | 越智章夫君 |

○議会事務局出席職員

局 長 北 川 雅 一 君  
係 長 北 川 徳 幸 君

次 長 菊 池 哲 雄 君

午後 13時30分 開会  
(出席議員 20名)

### 開会宣告・開議宣告

**議長(平田喜臣君)** ご出席まことにご苦労に存じます。

ただ今の出席議員は20名であります。

これより平成15年第2回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

### 議会運営等諸般の報告

**議長(平田喜臣君)** 日程にはいるに先立ち議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

**事務局長(北川雅一君)** ご報告申し上げます。

今臨時会は5月30日に告示され、同日、議案等の配布をいたしました。

今臨時会の運営につき、4月15日、5月27日に議会運営委員会を開き、会期日程等を審議いたしました。その内容はお手元に配布の議事日程のとおりであります。

今期臨時会に提出の案件は、町長からの提出の議案第1号ないし議案第5号の5件、報告第1号の1件であります。

本臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。

以上です。

**議長(平田喜臣君)** 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

**議長(平田喜臣君)** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 吉 武 敏 彦 君

6番 西 村 昭 教 君

を指名いたします。

### 日程第2 会期決定の件

**議長(平田喜臣君)** 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

**議長(平田喜臣君)** ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

### 日程第3 報告第1号

**議長(平田喜臣君)** 日程第3 報告第1号、専決処分(上富良野町税条例の一部を改正する条例)の報告を行います。

本件の報告を求めます。

税務課長。

**税務課長(越智章夫君)** ただいま上程いただきました専決処分の報告の件につきまして、はじめにその概要をご説明申し上げます。

国におけます平成15年度の税制改正法案の成立が、3月末になりますことから3月定例町議会におきまして、町税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項としての議決をいただきました。3月24日、国会におきまして税制改正法案が成立し、3月31日公布されましたので、平成15年4月1日をもちまして町税条例の一部を改正する条例の専決処分をいたしました。ここにご報告を申し上げます。

まず、今回の町税条例の一部改正につきまして、その主な改正点につきましてご説明を申し上げます。

第1点目としまして、道民税におきまして配当割及び株式等譲渡所得割が創設されたことにより、町民税におけますこれらの課税について、所要の改正をするものであります。

第2点目としまして、軽自動車の所有等におけます申告書について、統一様式となることから所要の改正をするものであります。

第3点目としまして、固定資産の土地の評価替え

に伴い、負担調整措置等の特例の適用期間を、延長するなど所要の改正をするものであります。

第4点目としまして、特別土地保有税におきまして平成15年度以後の課税を停止するものとし、特別土地保有税審議会を廃止とするものであります。

第5点目としまして、たばこ税の税率引き上げであります。今年7月1日から1,000本につき2,977円に、また旧3級品につきましては、1,000本につき1,412円に引き上げをするものであります。

第6点目としまして、商品先物取引の課税の特例に有価証券先物取引が加わり、税率の引き下げをするともに損失の繰越控除の特例を設けるものであります。

第7点目としまして、国民健康保険税の介護給付金分課税額の限度額を7万円から8万円に改めるものであります。以上が主な改正点であります。

以下議案を朗読し、ご説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町税条例の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例の一部を改正する条例。

平成15年4月1日。

上富良野町長 尾岸孝雄。

次のページをお開き願います。

上富良野町税条例の一部を改正する条例。

上富良野町税条例(昭和29年上富良野町条例第10号)の一部を次のように改正する。

この後につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、条を追って内容の説明をいたしますので、ご了承を願いたいと思います。

第19条につきましては、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金に関する規定でありまして地方税法の改正に伴う条文の整備であります。

第31条第2項につきましては、法人町民税均等割の税率の規定でありまして、地方税法の改正により法人である政党又は政治団体において収益事業を行わないものについては、均等割が非課税となり法人等の区分から削除するものであります。

第33条につきましては、町民税の所得割の課税標準の規定でありまして、第3項から第6項までのあらたに加えられた4項におきましては、地方税法に規定する特定配当及び特定株式等譲渡所得金額の課税における適用の規定であります。それぞれ総所得金額から除外をするとされ申告を要しないものでありますが、申告がありました所得については、総所得金額から除外の適用をしないで課税をするものであります。

第34条の8の追加された条項につきましては、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定でありまして、第33条第4項及び第6項の申告により課税された配当割額及び株式等譲渡所得割額の100分の68を乗じた金額を所得割から控除するものであります。

次のページをお開き願います。

第36条の2につきましては、町民税の申告についての規定でありまして、地方税法施行令の改正に伴う条文の整備であります。

第54条につきましては、固定資産税の納税義務者についての規定でありまして、第5項の条文中、緑資源公団が独立行政法人緑資源機構へ移行したことに伴う条文の整備であります。

第87条につきましては、軽自動車税に関する申告又は報告に関する規定でありまして、第1項から第3項までにおいて地方税法施行規則により、所有・変更等の申告書様式が統一されたことによる条文の改正であります。

第89条につきましては、軽自動車税の減免の規定でありまして、第2項において減免の申告書について記載事項を規定したものであります。

第90条につきましては、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の規定でありまして、第87条第



3項及び第89条第2項の改正に伴う条文の整備であります。

第91条につきましては、原動機付自転車又は小型特殊自動車の標識の交付等の規定でありまして、第87条の改正に伴う条文の整備であります。

第95条につきましては、たばこ税の税率の規定でありまして、1,000本につき2,743円に引き上げるものであります。なおこの改正につきましては、本則の改正でありまして、実際に適用をされます税率につきましては、附則第16条の2の改正により引き上げがされるものであります。

第131条につきましては、特別土地保有税の納税義務者等についての規定でありまして、第4項の条文中、緑資源公団が独立行政法人緑資源機構へ移行したことに伴う条文に整備であります。

第140条につきましては、特別土地保有税に係る不足税額の納付手続の規定でありまして、地方税法の改正に伴う条文の整備であります。

附則第5条につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定でありまして、第2項につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備であり、また追加されました第3項につきましては、配当割額等の控除における読替規程であります。

附則第6条につきましては、個人の町民税の課税標準の特例の規定でありまして、地方税法の改正により削除をするものであり、附則第6条の2の改正につきましては、附則第6条の削除に伴う条文の整備であります。

附則第7条につきましては、個人の町民税の配当控除についての規定でありまして、地方税法の改正に伴う条文の整備であり、又追加されました第2項につきましては、配当割額の控除における読替規定であります。

次のページをお開き願います。

附則第7条の2につきましては、平成17年度から平成20年度における配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例を定めたものであります。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、附則第7条の2の追加による条文の整備であり、第3項の追加の規定につきましては、配当割額等の控除における読替規定であります。

附則第11条につきましては、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定でありまして、条文の見出しの年度を平成15年度から平成17年度までに改めるものであります。

附則第11条の2につきましては、土地の価格の特例の規定でありまして、見出し及び条文中の年度を平成16年度又は平成17年度等に改めるものであります。

附則第12条につきましては、宅地に対して課する固定資産税の特例の規定でありまして、見出し及び条文中の年度を平成15年度から平成17年度までに改めるものであります。

附則第12条の2のつきましては、商業地の宅地における負担水準についての規定でありまして、75%部分の削除する等負担水準の適用を改めるものであります。

附則第13条につきましては、農地に係る固定資産税の特例の規定でありまして、見出し及び条文中の年度を平成15年度から平成17年度までに改めるものであります。

附則第13条の2につきましては、価格が著しく下落した土地に対して課する固定資産税の特例の規定でありまして、見出し及び条文中の年度を平成15年度から平成17年度までに改める等、地方税法改正に伴う条文の整備でありまして、この条を附則第13条の3とするものであります。

附則第13条の2の新設されました規定は、市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税の特例であります。附則第14条につきましては、免税点の適用に関する特例の規定でありまして、その該当となる固定資産税の課税標準は、各特例の適用がある年度分の課税標準額とするものであります。

附則第14条の2におけます追加の条項につきましては、特別土地保有税の課税の停止の規定でありまして、平成15年度以後当分の間、特別土地保有税を課さないとするものであります。

附則第15条の2につきましては、特別土地保有税の課税の特例の規定でありまして、特例の適用年度並びに特例の適用期間について延長をするものであります。

附則第16条の2につきましては、たばこ税の税

率の特例の規定でありまして、平成15年7月1日以後に売り渡し等が行われた、たばこの税率は1,000本につき2,977円に、また旧3級品に係るたばこの税率は1,000本につき1,412円に引き上げをするものであります。

附則第16条の4につきましては、土地の譲渡所得に係る事業所得の町民税の課税の特例の規定でありまして、地方税法の改正に伴う条文の整備であります。

次のページをお開き願います。

附則第17条につきましては、長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例の規定でありまして、地方税法の改正に伴う条文の整備であります。

附則第19条につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、第1項及び第5項の改正につきましては、地方税法の改正並びに今回の条例改正に伴う条文の整備であります。また第3項及び第4項におけます条文改正につきましては、特定株式等譲渡所得金額の除外規定でありまして、申告がされた特定株式等譲渡所得金額の所得については、その適用をしないとするものであります。

附則第19条の2につきましては、上場株式等を譲渡した場合に係る譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、第1項及び第4項につきましては、条文の整備でありまして、第2項及び第3項の条文の改正につきましては、平成16年度から平成20年度までにおける上場株式等の譲渡所得の税率は、100分の2とするものであります。

附則第19条の4につきましては、上場株式等取引報告書が提出される場合の町民税の申告等に係る特例の規定でありまして、地方税法の改正により、株式譲渡所得割が道民税における特別徴収となることにより、条文を削除するものであります。

附則第19条の5につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の規定でありまして、租税特別措置法の改正等に伴う条文の整備であります。

附則第20条につきましては、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定でありまして、地方税法施行令及び租税特別措置法の改正等に伴う条文の整備であります。

附則第20条の2につきましては、商品先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、地方税法の改正により特例の適用に有価証券先物取引が加わりまして、先物取引に改める等条文の改正をするものであります。

附則第20条の3の追加の規定につきましては、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を定めたもので、差金等決済に係る損失が生じ控除ができなかった金額については、その後の年度において、連続して申告書を提出している場合において、3年間にわたり繰越控除ができるものであります。

次のページをお開き願います。

附則第21条につきましては、個人町民税の負担の軽減に係る特例の規定でありまして、配当割控除等の規定の適用の追加であります。

附則。

施行期日。

第1条、この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第1号に掲げる規定は、平成15年7月1日。第2号に掲げる規定は、平成15年10月1日。第3号に掲げる規定は、平成16年1月1日。第4号に掲げる規定は、平成16年4月1日。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置であります。以降経過措置につきましては説明は省略させていただきます。次のページをお開き願います。

第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置であります。

第4条につきましては、町たばこ税に関する経過措置であります。

第5条につきましては、特別土地保有税に関する経過措置であります。

次のページをお開き願います。

第6条につきましては、上富良野町国民健康保険税条例の一部改正であります。地方税法の改正に伴い、第2条及び第13条に定めてあります介護給付金課税額の課税限度額を7万円から8万円に改めるものであります。第14条につきましては、国民健康保険税の申告についての規定でありまして、地方税法の改正に伴い削除をするものであります。附則第8項につきましては、商品先物取引に係る雑所得

等に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定でありまして、有価証券先物取引が加わったことによる改正であります。附則第9項の追加の規定につきましては、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例であります。

第7条につきましては、上富良野町国民健康保険税条例の一部改正に関する適用区分の規定であります。

第8条につきましては、上富良野町特別土地保有税審議会条例を廃止するものであります。

以上をもちまして、上富良野町税条例の一部を改正条例の専決処分についての報告といたします。

**議長（平田喜臣君）** ただいまの報告に対し、ご質疑があれば賜ります。

3番福塚賢一君。

**3番（福塚賢一君）** 先の議会で指定してありました処分内容でありますので、了承するもののこの機会にお伺いをしたいと思います。

5ページの特別土地保有税の課税の停止となっているんですよ。その停止については当分の間。この当分の間、国の税関係の審議会で審議された結果、当分の間ということで表現されることになると思いますが、こうなった背景など、納税義務者が14年まで現存しているわけですけど、これを当分課税させないと、しないと。そしていつかまた復活するというのを考えれば、また事務の煩雑化を招かざるを得ない。

つきましては、先ほどふれましたけれど、こうなった当分の間表現されている背景など承知している範囲でご説明していただければありがたいと思っております。以上です。

**議長（平田喜臣君）** 税務課長答弁。

**税務課長（越智章夫君）** 特別土地保有税につきましては、昭和48年ですか、当時、土地保有に係ります管理の増大等を抑制することから、土地の供給の促進に資するという目的として、政策税制として創設されました。

課税の停止におけます国の考え方ではありますが、地価が下落しておりまして資産デフレが進行するという中で、土地の流通に関する税負担を大幅に軽減するという方向性があると承知しております。当

分の間、税を課さないとするにつきましては、新たな課税につきましては、課税はされないものと承知しておりますが、全国的には徴収猶予をされている土地がかなりあると聞いております。当町には該当ございませんが。この徴収猶予をされているものにつきまして、事業が中止になりましたら取得した時点でさかのぼるということで、まだ課税される場合があるという含みを持たした中での課税の停止ということで受け止めてございます。以上でございます。

**議長（平田喜臣君）** 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

**議長（平田喜臣君）** なければこれをもって本件の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第1号

**議長（平田喜臣君）** 日程第4 議案第1号専決処分（平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））の承認を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長（田浦孝道君）** ただいま上程されました議案第1号の専決処分を行いました平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）につきまして、まずその概要につきまして申し上げます。

その1点目につきましては、当初から起債の借入れを予定しておりました保健福祉施設建設事業及び臨時財政対策債の2点につきまして、3月31日付けで北海道知事の最終許可予定額が確定しましたことから、それぞれ既決予算額を増額変更したところでございます。

次2点目は町税をはじめ国から交付されます特別交付税や各種交付金並びにゴミ、町営住宅使用料などの収入額の確定に伴いまして所用額を調整いたしましたものでございます。

3点目は町が出資してございます株式会社上富良野振興公社他町民の方からご寄付を頂戴したことから、その額につきまして予算計上を行ったところでございます。

4点目は予算総体で余剰見込みとなります一般財源のうち年度当初におきまして、財源調整のため取り崩しました財政調整基金への積戻しのため、0

00万円を予算計上いたしましたほか平成15年度以降の長期債の償還費の財源に備えるべく1億500万円を減債基金へ、さらに十勝岳地区の観光に関連する既存施設の今後の整備に備えるため、十勝岳地区開発事業基金へ1,000万円をそれぞれ積み立てすべく予算を計上いたしましたところ です。

以上申し上げたことを内容といたしまして既決予算を3月31日付けで町長におきまして予算を専決処分を行ったところでございます。

以下議案を朗読しながら要点の説明をさせていただきます。

議案第1号、専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙の通り専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項。

平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)。

次に専決処分書に移ります。

専決処分書。

平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の通り専決処分する。

平成15年3月31日。

上富良野町長尾岸孝雄。

次に予算内容に入ります。

平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)、平成14年度上富良野町の一般会計の補正予算(第9号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億989万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,252万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 歳入歳出予算補正」による。

次、1ページに入ります。ここから2ページにわ

たりましては、款の名称ごとの補正額のみ申し上げてまいります。

最初に歳入について申し上げます。

1款町税1,590万円。

2款地方譲与税357万円。

3款利子割交付金147万円。

4款地方消費税交付金391万4千円。

6款自動車取得税交付金22万5千円。

8款地方交付税5,380万2千円。

9款交通安全対策特別交付金9万3千円の減。

11款使用料及び手数料312万5千円。

15款寄附金2,370万円。

18款諸収入368万4千円。

19款町債60万円。

歳入合計は1億989万7千円となります。

次、2ページの歳出に移ります。

2款総務費5,000万円。

7款商工費1,000万円。

12款公債費1億500万円。

15款予備費5,510万3千円の減。

歳出合計は同じく1億989万7千円となります。

次に3ページの第2表地方債補正について申し上げます。

表に掲げています2件についてでございますが、それぞれの事案におきまして、最終的に北海道知事の許可額に変更が生じたことから予算限度額を増額いたしましたところでございます。

次、4ページから7ページにわたりましての事項別明細書の総括の部分につきましては、説明を省略をさせていただきたいと思っております。

それでは8ページの歳入の主な内容につきまして申し上げます。

最初の1款町税であります。町民税の個人分所得割につきましては、退職分離分と当初におきまして予想徴収率を立ててございましたが、最終的に若干伸びたこと、また法人分につきましては、課税客体が増えたことで増額をしてございます。またたばこ税の減額につきましては、消費本数が減となったことで減額をいたしましたところでございます。また特別土地保有税につきましても、課税客体の増によるものでございます。

次に10ページの2款地方譲与税につきまして

ございますが、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税につきましては、それぞれ交付額が確定したことに伴いまして増額を行っております。

次、12ページ3款利子割交付金につきましても、本年度額の確定によるものでございます。

次、14ページ4款地方消費税交付金につきましても交付額の確定によるものでございます。

次、16ページ6款自動車取得税交付金につきましても、同じく額の確定によるものでございます。

次、18頁8款地方交付税につきましても、額の確定によるものでございますが、内容といたしましては、本年度の特別交付税でございますのでこの総額につきましては、3億2,380万2千円となったところでございます。

次、20ページの9款交通安全対策特別交付金につきましても、同じく確定により精査を行ったものでございます。

次、22ページ11款使用料及び手数料につきましては、まず使用料につきましては、主に既存の町営住宅の入退居に伴いまして総体的に額が減となる見込みから調整を行ったところでございます。またゴミ処理に関わる手数料につきましては、当初見込みより3割あまり増額見込みとなったことから予算の計上をしたところでございます。

次、24ページ15款寄附金でございますが、冒頭でも申し上げましたように株式会社上富良野振興公社より2,350万円と一般町民から20万円をそれぞれ一般寄付として頂戴しましたことから、その額につきまして予算計上したところでございます。

次、26ページ18款諸収入についてでございますが、これにつきましては昨年12月より富良野沿線市町村から排出されます紙おむつなど衛生用品等を本町におきまして処理をしてございますが、その処理実績量が伸びたことから相当分を増額計上したところでございます。この実績量につきましては、176.33トンでございますのでトン当たり26,000円でございますことから総額につきましては458万4,580円となったところでございます。

次、28ページ19款町債につきましては、第2表地方債補正で申し上げたことから省略しますが、その許可額に沿いまして調整を行ったところでございます。

次に30ページの歳出について申し上げます。

最初、2款総務費におきましては、冒頭でも申し上げましたように余剰となる財源につきまして5,000万円を財政調整基金へ積戻するための予算計上でございます。このことによりまして平成14年度当初予算におきまして取り崩しました1億円につきましては、結果としまして全額積戻しできたこととなります。この結果14年度末の財政調整基金の保有予定額につきましては、4億9,160万円となるところでございます。

次、32ページ3款民生費につきましては、歳入でも申し上げましたように、保健福祉施設建設事業に伴います起債額の10万円増額となりましたことからその相当額を財源組替えを行ったところでございます。

次、34ページ4款衛生費につきましても、歳入におきまして申し上げましたゴミに関する部分であります。今回増額となりましたことからこの科目の中で財源の組替えをしたところでございます。次、36ページ商工費につきましてでございますが、十勝岳地区におけます観光関連既存施設の将来に向けての整備に備えるべく基金へ積み立てを行うところでございます。1,000万円計上してございまして、この結果同基金の保有予定額につきましては2,930万円あまりとなるところでございます。

次、38ページ12款公債費につきましても、全体といたしまして余剰見込みとなる財源につきまして今後の公債費負担に充てるべく減債基金へ積み立てを行うところでございます。この結果同基金につきましても、総額見込みにつきましては4億9,400万円あまりとなるところでございます。

次、40ページの14款給与費でございます。歳入におきまして町営住宅使用料が減額となったところでありますが、その相当分を当初予算におきましても給与費に充当してございまして、この減額要素の科目の中で財源調整を行ったところでございます。

次、42ページの15款予備費につきましては、全体の財源調整のため減額をいたしたところでございます。

次最後の44ページにつきましては、地方債に関

する調書をつけてございます。今回の町債60万円の増額補正によりまして平成14年度未現在の見込み総額につきましては、91億9,178万3千円となるところでございます。

以上が議案第1号の内容でございます。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

**議長（平田喜臣君）** これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。15番村上和子君。

**15番（村上和子君）** 22ページ、11款1項6目の使用料のところでございます。土木使用料。ここのところで住宅使用料がマイナス241万6千円ということでこの度の補正でということなんですけれど、この滞納者は現在、あまりこれ繰り越し分変わっていないように思われるのですが、何人くらいいらっしゃるのでしょうか。それと3ヶ月以上滞納していらっしゃる方、何名くらいいらっしゃるのでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

それから42ページの予備費がなんか少し少なすぎるような気がするんですけど、予備費というのは少し余裕をもって何パーセントかと思われるのですけれど、今回財政的に大変なのかなと思うのですけれど、何かあったらどうなんだと思うけれどもいかがなんでしょうかね。

**議長（平田喜臣君）** 商工観光まちづくり課長答弁。

**商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）** 村上議員の公営住宅の滞納のご質問にお答えいたしたいと存じます。滞納分につきましては、今現在3ヶ月以上のものが14戸でございます。総体では25戸というふうになっております。以上であります。

**議長（平田喜臣君）** 総務課長答弁。

**総務課長（田浦孝道君）** 村上議員の2点目の予備費の関係の質問でございますが、年度中途におきましては議員のおっしゃる通りでございます。不測の事態に備えるべく予備費に一定の財源を確保するというところでございますが、冒頭申し上げましたように今回3月の31日付けで予算の更正を行ったことから、この年度中に執行する見込みがないという判断のもとにこのように大きな額の減額をしたところでございます。以上であります。

**議長（平田喜臣君）** 15番村上和子君。

**15番（村上和子君）** 公住の滞納者の件ですが、14戸ということで、今大変景気が悪くて給与ダウン等による公住の入居者が非常に多いわけなんです。

それで待機者が34、5名いるという状況で、一方ではそういうことがありまして、これどういう状況なんでしょうか。3ヶ月以上滞納すると出ていただくというような条例、規約になっているのですけれど、悪質といいますが、徴収に努力していただいていると思うのですけれど、更に努力をしていただいて、滞納者、これどういう状況なんでしょうか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**議長（平田喜臣君）** 商工観光まちづくり課長答弁。

**商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）** 村上議員の住宅の滞納状況についてのご質問にお答えいたします。今現在ご質問にありますとおり、滞納3ヶ月につきましては督促状の送付、それと主に夜でございますけれども、電話の連絡を夜間、休日等に週に10件から20件程度本人の方にその旨の督促を行っております。その他お約束のときに夜にご訪問して臨戸徴収と、あるいは職場まで行きまして納めることの依頼をいたしております。滞納者につきましては滞納額は内数でございます。入れていただけるでございますけれども、現年度部分が追いついていかないという状況で納める意思はあるんですけど、収入が伴わないで滞納になっていく部分があるという実態にございまして、これも少し景気の部分があるのかなというふうに思っておりますけれども、滞納者につきましては、まだ30から40の方々待機をしているという状況も踏まえまして、納期内の納入につきまして課をあげて収納に努力をいたしているところでございます。以上であります。

**議長（平田喜臣君）** よろしいですか。他にございませんか。3番福塚賢一君。

**3番（福塚賢一君）** ただいまの質問と関連するわけですけど、結果、滞納で約50万ですね。滞納は3月でしめですよね。現年度分は整理期間5月までということで専決の姿になっていると思えますけれども、いずれにしても200万という滞納が発生したということは大きいと思うんです。滞納の3月閉め、あるいは5月の整理期間の閉めについても240万からの納入してもらえない。このそれぞれの

家庭の入居者に今までの納入状況から判断して、的確に速くできないものを4、5月の2ヶ月間の間でいくら納めてもらえるかという計画的な家賃の徴収計画を立てているとするならば、決算の未納額で出てきてもいいのではないかと思うのですよ。

専決処分というものは、ご案内の通り議会の開くことができなかつたとき、議会の議決すべきものが議決しなかつたとき、あるいはまた議会が故意に議事を遅延してその議決すべきであるときがなかつたというようなことから考えて、この種のこの時期に専決処分を出してくるということは、普通のいわゆる公営住宅の使用料に対する考え方が極めて希薄な結果、あえて言わせてもらえば問題意識を持っていない結果、馴染まない結果になったと思うのですよ。

今後これらについては、やはり適正な予算の確保に努めていただきたいと希望しておきたいと思えます。

歳出の関係で1点お伺いしたいのですけれど、36ページの観光事業費の積立金25節、1,000万。今なぜ積み立てるのか、その考え方が理解しなくて質問するわけですが、先ほど趣旨説明の中では2,370万円を振興公社から寄付を受けたと、こういうことになります。この条例の条文には、電気供給事業、お湯の供給事業、水道事業、索道事業となっているわけですよ。これらの4つの事業のうちで1,000万積み立てて、トータルで2千数百万現用しているという話を賜りましたけれど、今、1,000万積んで将来何にしようとしているのか、その辺の説明がないわけです。私見ですけれど、今後白銀荘の形態が今日と変わらない状態で将来続くとするならば、少なくともここ3年2,000万からの振興公社からの寄付を受けていると思うんです。これを今後関わる白銀荘の経費を捻出するという事を考えると、この十勝岳地区開発基金条例に積むことよりも、そうだとするならばですよ。財調が公共に積んでおくことが最善の策と考えますが、いずれにしてもこの基金の支消にあたっては、議会の議決を要するという事になっておりますので、町長が2,370万もらった1,000万を財源として、この種の条例に基づき積み立てるという発想をもたれたとするならば、その辺の考え方をこの際承っておきたいと思えます。以上です。

**議長（平田喜臣君）** 商工観光まちづくり課長答弁。

**商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）** 3番福塚議員の公営住宅の関係でご答弁いたします。

まず1点説明が悪くて申し訳ありません。専決の町営住宅の部分のマイナス190万8,000円につきましては、いわゆる滞納ではなくて内容的には当初予定しました内容が年度途中に変わったということでの減額でありまして、その内容につきましてはただいま建設計画を行っております泉町北団地の部分の建設に関わるところの戸数の方が退去していただいた部分、それから途中で高額所得になりました公営住宅から出ていった部分、そういった方の出入りがございましてその分が年間で190万8,000円になったということで、この部分がいわゆる未収でなかったというものではございませんのでご説明いたします。

それからなお下の滞納部分につきましては、当初20パーセントの滞納を徴収するという事で計画をして努力してまいりましたが、先ほど申し上げました経過から結果的に50万8,000円の目標が達成できなかったということでございますのでご説明申し上げます。

**議長（平田喜臣君）** 総務課長答弁。

**総務課長（田浦孝道君）** 3番福塚議員の2点目のご質問にお答えいたします。

今回、株式会社振興公社から2,350万円頂戴しまして、前年以前ですと白銀荘の目的で借入れしました起債の償還に充てる方法としまして減債のほうに流動していた経過にございます。ご案内のとおり十勝岳地区におきます白銀荘を含めまして飲料水を供給する施設もございまして、それらが年々老朽化するという経過の中で、将来にわたりましては施設の修理、施設の更新等が当然にして考えられるところでございますので、今回につきましては、ご寄付頂戴しました額の5割程度をその将来のそういうことに備えたいということで予算の措置をしたところでございます。

この基金につきましてもそれぞれ今議員もおっしゃるような条例の規定で定めがございまして、その目的に沿った形で今後議会の議決をいただきながら所要の経費に充てたいというふう考えていると

ころであります。

これらにつきましては、今申し上げます既存施設の老朽化に何らかの形で将来備えなくてはならないという発想のもとに対応してございますので、ご理解をいただきたいと思っております。議員も言われるように財政調整基金あるいは公共施設整備基金に積み立てするのも一方法と考えますが、より基金の条例の趣旨に沿った形が一番いいだろうという考えのもとに、今回につきましては十勝岳地区の開発事業基金で積み立てをしてございますのでご理解を頂戴したいと思っております。

**議長（平田喜臣君）** 3番福塚議員。

**3番（福塚賢一君）** 自分聞いているのは条例の精神から言ったら、基金条例の持つべき種類の中には今総務課長が説明された文言は、白銀荘、条例についてですよ。この条例の精神には白銀荘の関係は全然事業の種類にはないと思うんですよ。水道ということを言われましたね。それではないと思っております。白銀荘の施設改善だとか増改築だとか、そういう事業に馴染まないと思うんですよ。適当でないと思っております。だから自分聞いているのはなぜ今ここで十勝岳地区開発ですよ、基金条例に積み立てるんですか。今この時期に。

この1点を聞いているわけですよ。再度答弁をお願いいたします。

**議長（平田喜臣君）** 総務課長答弁。

**総務課長（田浦孝道君）** 福塚議員のご質問にお答えします。

言われるように条例規定の中では、各号にわたりまして明記をしている事業の性格であります。しかしながら町におきまして、総じて十勝岳地区の発展に寄与すべく公の立場としても行っているひとつに白銀荘も位置付けられると考えられるところでございます。

条例の第2条におきましては、第5項におきましてその他町長が認める事項という規定もございまして、第1条に掲げます本来の目的に沿うか沿わないかにつきましては町長において慎重な判断をされると思っておりますが、手続きとしましては、今私どもが申し上げますような判断のもとにこの基金を活用するということは、この条例の趣旨に大きく反するものでないというふうに理解をしているところでござ

います。

そのような観点から将来にわたりましては、限定はできませんが、十勝岳地区におきますいろんな需要にどう応えるかのひとつにこの基金を活用することについては、条例の趣旨であるというふうに解釈しているところでありますので、そういう観点でこの条例の活用をされるべきものと思っているところであります。

なお支消におきましては、当然議会の議決を得るというようにこの条例上なっておりますので、そのような形でまた議会とも十分相談をしながら対応しなきゃならんというふうに考えるところであります。以上であります。

**議長（平田喜臣君）** 3番福塚議員。

**3番（福塚賢一君）** 今、総務課長から説明賜りまして2条の種類の中には町長が認めた事業とあるんですよ。あえて自分は言わなかったんだけど、はっきり白銀荘に使いたいと言及があったかと思っておりますので、今後も振興公社の事業の発展というものは及ばずながら期待している一人でありまして、毎年過去3年間、1,000万からの寄付を町にしていることでありますから、いずれにしてもあそこ今後維持管理していく中で将来予想されることは、改善、修繕、お金が多額を要すると思うんですよ。

そのためには半分積み立てて半分一般会計の予備費が300万円しかないですけれど、700万どっかに回っているというようなことであるからして、今後は少なくとも振興公社の寄付を受けたものは、開発事業基金条例になっていますけれど、この条例に町長をお願いしときたいわけですけど、受けたらまるまるこの基金条例に積み立てるといようなお考えも今後もっていただけることをお願いして自分の質問を終わりたいと思っております。以上です。

**議長（平田喜臣君）** 他にございませんか。

（「なし」の呼ぶものあり）

**議長（平田喜臣君）** なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。

これより議案第1号を起立により採決いたします。本件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（平田喜臣君）** 起立多数であります。よっ



て議案第1号の件は原案のとおり承認されました。

**日程第5 議案第2号、**

**日程第6 議案第3号及び**

**日程第7 議案第4号**

**議長（平田喜臣君）** 日程第5 議案第2号上富良野町保健福祉総合センター新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件、日程第6 議案第3号上富良野町保健福祉総合センター新築工事（機械設備工事）請負契約締結の件、日程第7 議案第4号上富良野町保健福祉総合センター新築工事（電気設備工事）請負契約締結の件を一括して議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。商工観光まちづくり課長。

**商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）** ただいま一括上程いただきました議案第2号上富良野町保健福祉総合センター新築工事（建築主体工事）議案3号、同じく（機械設備工事）議案4号同じく（電気設備工事）請負契約締結につきまして、提案理由を説明いたします。

本工事施設は、これからの少子高齢化を見据え、乳幼児から高齢者、障害者まで全ての町民の健康づくりと生きがいづくり・在宅福祉、地域福祉を推進するための活動拠点施設として、また文化、芸術の発表の場としての機能を有する施設であります。建設財源は、地域総合整備事業債、道の政策補助金、保健福祉施設整備基金等であります。工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造り、耐火構造2階建てでございます。建築面積は、3,560.14平方メートルであります。1階は事務室のほか、多目的ホール、健康遊浴プール、デイ・サービスセンターを、2階には、調理実習室、ボランティア室であります。また館内通路などには手すりを設けるなど、バリアフリーの施設となっております。

業者選定につきましては、入札参加者指名選考委員会において、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、それぞれ三つに工種を分割をし、透明性、競争性を高めるため、入札参加条件を付して公募・指名する公募型指名競争入札を実施したところであります。公募は4月14日に公告を行い、4月28日に受付を終了し、5月2日に指名業者の審査を行

い、5月6日に指名通知を行いました。

建築主体工事は、24社の申請があり審査結果、地元業者を含む20社を指名し5月27日入札を執行しました。結果、伊藤組土建株式会社が7億1,500万円で落札し、消費税を加えまして本日議案の7億5,075万円の契約金額となったところであります。参考までに2番札は岩倉建設株式会社の7億2,900万円でありました。

同じく機械設備工事につきましても22社の申請があり審査結果、地元業者を含めた19社を指名しまして、同日入札の結果、開成設備株式会社が2億5,500万円で落札し、消費税を加えまして、本日議案の2億6,775万円の契約金額となったところであります。参考までに2番札は太洋設備株式会社の2億6,700万円でありました。

同じく電気設備工事につきましては、18社の申請があり審査結果、17社を指名しまして同日入札の結果、ミヤコ電業株式会社が1億2,500万円で落札し、消費税を加えまして、本日議案の1億3,125万円の契約金額となったところであります。参考までに2番札は末廣屋電気株式会社の1億2,665万円でありました。

落札率は、設計・予算額に対して建築主体工事では93.7%、機械設備工事では90.1%、電気設備工事では80.6%となったところであります。全体では、91.2%、金額では予算額に対して1億1,154万2千円の低減を見たところであります。

以下議案を朗読し、提案理由の説明に替えさせていただきます。

議案第2号上富良野町保健福祉総合センター新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件。

上富良野町保健福祉総合センター新築工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

- 1、契約の目的、上富良野町保健福祉総合センター新築工事（建築主体工事）
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約金額、7億5,075万円。

4、契約の相手方、代表者、札幌市中央区北4条西4丁目1番地、伊藤組土建株式会社、代表取締役吉野龍男。

5、工期、契約の日から平成16年10月31日。

次、議案第3号上富良野町保健福祉総合センター新築工事（機械設備工事）請負契約締結の件。

上富良野町保健福祉総合センター新築工事（機械設備工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、上富良野町保健福祉総合センター新築工事（機械設備工事）

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、2億6,775万円。

4、契約の相手方、代表者、旭川市新星町4番地2、開成設備株式会社、代表取締役、川口新。

5、工期、契約の日から平成16年10月31日。

議案第4号上富良野町保健福祉総合センター新築工事（電気設備工事）請負契約締結の件。

上富良野町保健福祉総合センター新築工事（電気設備工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、上富良野町保健福祉総合センター新築工事（電気設備工事）

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1億3,125万円。

4、契約の相手方、代表者、旭川市東鷹栖4線10号5番地の1、ミヤコ電業株式会社、代表取締役、横内恵一。

5、工期、契約の日から平成16年10月31日。

以上説明といたします。ご審議いただきまして、議決下さるようお願いいたします。

**議長（平田喜臣君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号、議案第3号及び議案第4号の件を一括して質疑に入ります。

13番長谷川德行君。

**13番（長谷川德行君）** 町の大型公共事業として、保健福祉総合センターの新築の予算が議決され、また入札も執り行われ、実施されようとしています。

ただいま説明にありました落札率も非常に低く、これは理事者としても大変胸をはって歩けることと思います。そこでですが、やっぱりこのような公共事業は大型にしる小型にしる地場業界の活性化、また地域経済振興に非常に寄与するものが大きな比重を持っていると思います。

今、町の建設業の状況が非常に低迷している中、地場の業界の活性化のため、また、地域経済振興のためにも町としてはやっぱり地域振興にもっと考え方を寄せて、ジョイントベンチャー方式、共同企業体方式を取るべきじゃなかったと思います。このことについて、お聞かせ願いたいと思います。

それと公募型競争入札の評価基準であります、一番地域経済への振興策もっております。これが上の4つの項目に対してどれくらいの比重をもって町としては選考基準に入れたのかお聞かせ願いたいと思います。

（「関連質問」と呼ぶものあり）

**議長（平田喜臣君）** 12番米沢義英君。

**12番（米沢義英君）** 今回の入札にあたりまして、私の考え方そのものが雇用の地元拡大と、また景気の浮揚策という点での観点からどうも逸脱しているのでないかというふうに考えておりますので、これらの点についていくつかの点について質問させていただきます。

この問題については、一年間かけて討議してきたということの話であります。内部でも相当な今回のこのような単体での工事入札というのは、問題点もあるんだというような指摘も多数出されたというふうな話も聞かれております。その実態はどうかという点と、何よりも考えなければならないのは地元の共同企業体をやはり組むという形の中で、十分透明性の確保あるいは競争性の確保という点でもできると私は考えております。町のやっているこの種のやり方というのは、門前から地元の業者を全く締め出すというような方法だというふうに考えておりますが、こういう問題点がやはりあるということは、こういうことはまさに地元の雇用という立場からも景気対策という立場からも全く無視されているとい

うふうに考えざるを得ませんが、こういった点については町長はどのようにお考えで今回なされたのか。

更に下請け業者を配置して、条件に添付してお願いしたということですが、この下請けといっても拘束力はありません。主体企業が使うかどうかという判断でありますからあくまでも任意であります。仮に業者が受け取ったとしても、かなり安い単価の中で受け取らざるを得ないというような提示が出された場合に、自らこれを辞退しなければならないということも考えられますが、こういった弊害というのも当然考えた上で今回の入札を実施したということですが、全く今の流れから逆行していると言わざるを得ません。

砂川においては、各分野におけるいわゆる分割して細部にわたって地元企業を第一に、雇用の拡大を第一に考えてたいした地元雇用が広がったと、全く町の形態と逆なわけで私はこういうやり方をやれば、町民にも信頼されないし、まさに町づくりという点でも大きな汚点を残しているというふうに考えますし、これらの点についてどのようにお考えなのか。

更に単体企業ということになれば、このあとのメンテナンス等における対策等についてもお伺いしたいのは、結局メンテナンスにおいても地元の企業が行うという形になるのか。聞きますと結局こういう業種に入らないとなれば、どこに配線があって、言うなればどこに機械設備の給湯設備がどうなっているかと、図面を見ればいいのでないかということになりますが、実際やはり工事に携わってそのものを体で覚えて技術でも覚えるということの大切さがあると思いますが、こういった点も問題だと思えます。

更に共同企業体の趣旨というのは、地元の雇用を生むと同時にその地元の業者が技術力を高めるということは、従来の町が主張してきたことであります。これを全く従来は正しくなかったかのように適正化法に基づいて、あたかもそれが真っ向正しいんだということを言われてるけれど、運用の仕方によってはいろいろ組み方をされている自治体も聞いたらありますから、あまりにも機械的にこの運用するという点で大きな問題点があると思いますが、これらの点について町長はどのようにお考えなのか。本当に業者の人にとっても働く人にとっても死活問題です。この点を明確に述べていただきたいと。

**議長（平田喜臣君）** 町長答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 13番長谷川議員と12番米沢議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず米沢議員のご質問の中には取り残しがあると思いますが、その分につきましては担当所管からお答えさせていただきます。

まず基本的に長谷川議員からもご質問がありました。今年度の予算編成にあたりまして、予算特別委員会におきます議員の皆様方からの適切な審査意見書を頂戴いたしまして、それを基準としながら新たに制定されました、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく適正な入札制度の対応をとということを基本に抑え、議員の皆さん方の特別委員会の意見書を重視しながら対応をさせていただいたところでありますが、この中で今、米沢議員、長谷川議員が最も懸念いたしていることは、私も十分認識しながら、いかにすれば地域振興との関連をどう対応していけるのかということをも十分に配慮しながら、取り進めさせていただきました。

公募型を取らせていただきましたが、その公募型の取った中におきましても、先ほど長谷川議員からお話がありました、地域経済への振興対策の調書を提出していただいて、その調書を判断させていただきながら、20社の指名をさせていただいたわけでありまして、その中でこれからこの問題につきましては、そういう中で地域振興策をどう対応していただくか。米沢議員もご質問ありましたが、これは要望であって強制力はないと、そのとおりであります。しかしこれらにつきましては、調書というものを提出していただいて今後は落札業者に対しまして、すでに行政指導をさせていただいております。どこまで対応するかということは、やはり地元企業との下請けにしても地元企業との調整によりますし、また加えて地域雇用ということにつきましても、賃金の問題、いろいろな経済問題の中でどう対応できるかは別にしても、最大限地域採用を重点に対応してくれと、また資材の購入につきましても地元での資材の購入に最善を尽くしてほしいということは、すでに業者にお話し申し上げて調書に対応する対処をしていただくようお願いをしているところでございます。

しかしながらおっしゃるとおり強制力はございま

せん。これは業者がどう判断するかと、また地域業者とあるいは地域との雇用関係、地域との資材の購入関係、これはどう解決するかということは今後の課題であるというふうに認識いたしておりますが、最大限落札業者はその対応を進めていただくように行政指導を十分に図っていきいたいというふうに思っております。

さて、共同企業体を作ってなぜできなかったと、共同企業体を作ってわが町で全業者の方々が参加するということになりまして4、5社であります。4つや5つの共同企業体で果たして7億から8億のこの事業を指名入札しているのかという問題を考えますと、予算特別委員会の審査意見書にもありますようにこの適正化法の推進を図っていくためには、少なくともこれだけの事業であれば、私は15社やこれらの企業を指名しなければならないという前提に立ちますと、地元業者がジョイントを組んで対応しても3分の1の業者が入るわけでありまして、ただ入札には参加できるが落札するためには、3分の1の率になってしまうということを考えますと、もし企業体が、別のよその業者同士で組まれた企業体が落札した場合、まるっきり下請けにも何にも入ることができなくなる、そしてまたそのときには地元雇用だとかいろんな促進ということについても弊害が生じることを考えたときに、単体でこのような形で対応することが落札業者に対する行政指導を図りながら、お願いをしながら地元との下請けの対応というようなことも十分図れるだろうと、また地元雇用も促進するようにお願いできるだろうというようなことを前提としながらこのような形で入札をさせていただきました。

また下請けとの対応につきましても確かに價格的に合わないとか、あるいは雇用につきましても賃金が合わないからやだとか、あるいは物資の購入につきましても價格的に合わないとか、そういういろんな部分があると思いますが、これらについては私といたしましては、行政が介入すべきものでない商取引であり商業の対応であるというふうに思っておりますが、最大限その参加の対応を図れるように進めていきいたいというふうに思って対処させていただきました。

また加えて分割発注のお話もございました。よそ

の砂川ですか、分割発注をした自治体もあるぞと、このようなものを分割発注をしたらどうかということではありますが、この分割発注することによって落札率はだんだんだんだん高くなってまいります。そういう観点からしますと予定の積算価格よりも今の91.2パーセントという数字で約1億1000万相当の対応ができたわけでありまして、これらのことにつきましては、分割化し細分化していくことによってその単価は上昇していくということを考えながら、このような形で入札を執行させていただいたということで、町民のみなさん方から地域振興の問題、いろんな問題でいろんなお声を私もお聞きいたしておりますが、このことによりまして地域振興にどちらが有利であったかということ、十分今後の中で形が整うのではないかとこのように思っているところでありますのでご理解をいただきたいということでもあります。

他のことにつきましては、担当のほうからお答えさせていただきます。

**議長（平田喜臣君）** 総務課長答弁。

**総務課長（田浦孝道君）** 私の方から13番長谷川議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

議員言われるように第1基準と第2基準に分けましてそれぞれ参加業者の評価をしたところでございます。

第1基準につきましてはこれは当然のことですけれども、それぞれの業者におきます工事の施工面での技術評価、これにつきましては北海道におきます経営事項審査項目におきまして、評点の高いものかどうかの評価をさせていただきます。

これらについては、適化法にもありますように当然にして施工能力の有するものがその工事に参画するという基本的な項目がございますので、その考え方に沿ってそういう項目を掲げてございます。それと同じようにその能力をいかに発揮して施工の実績があるものにつきましても、評価基準のウェイトとしてかけてございます。それからこの時代に工事施工につきましても、安全管理それから労働の福祉対策、それから品質管理等々のそういう国際基準に合致したものであるということで、ISOの認定事業所ということにつきましてもそういう要件を付してござ

いまして、押し並べてそういう客観的に見てそういう資格を有しているものかどうかにつきまして、まず評価をしたところでございます。

それと第2基準につきましては、先の議員協議会でも申し述べましたように地域経済へどう貢献していただけるのかということについてそれぞれ求めたところでございますが、この求めの内容につきましては、それぞれ申請のありました多くの企業から積極的な内容でのペーパーをいただいたところでありまして、最終的に町長におきましては、優劣つけがたいと、格差をつけるには非常に皆さん積極的に望まれているということから、格差をつけられないということで先の議員協議会でも申し上げましたように第1基準におきました数をもって指名をした経過でございます。そういう観点から適化法に基づきまずその十分な施工能力を有している企業に参画をいただいた。それで町長冒頭申し上げましたように多くの数において競争性が発揮されたということで先般入札を終えたところでございます。

それと米沢議員からございましたメンテナンスの関係につきましても昨年来検討している項目にあがってございました。私が今言いましたように発注者としましては、いかに競争性を発揮していただいてその価格の低減を図るかということも課題でございました。一時期は一部に言われていますような法令に基づきまず一般競争入札に付すこともひとつであるということから議論が始まったわけですが、議員もおっしゃるように完成後の経年変化の中でのそのアフターをどう受けられるかということも、十分いろんな角度から検討しました。そのようなことを重視するために最終的に道内に活動の本拠地を置く企業ということで限定をしたところでありますし、施工にあたりましては、私どもも想定していますようにその元請けが自己完結する形で完成の日を迎えるということはないだろうということから、法令に基づきまず下請け業者との協力関係を想定したところでありますし、アフターの面につきましては、元請けの業者、あるいは場合によっては協力関係にありました、より至近距離の地元を含めました企業等がそのメンテナンスにあたっていただけるものと考えてございますので、そういう観点から十分配慮したものと考えているところであります。以上です。

**議長（平田喜臣君）** 13番長谷川德行君。

**13番（長谷川德行君）** 今の説明によりますと、ハード面というのですか、工事施工実績だとか技術評価だとかその他の技術的なものだとか。ほとんどこれが主ということですよ。地域経済の振興調書やなんかのほうのソフト面は優劣つけがたかったというような説明だったと思います。それでしたら何もその地域に、夢を語る、これは作文ですからね。どうということでも書けるんですよ、こんなもの。拘束力もない何もなし、それだったらはじめから3分の1しかないと思うけれど地元業者をジョイントに入れるとか、そういうベンチャー共同企業体でやった方が本当にベターでなかったのではないのかなと思うんです。地域経済のためにも、地域の事業所のためにも、雇用のためにもそう思うんですけれど、その辺はどうですか。

**議長（平田喜臣君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 長谷川議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

ご指摘の点でありますけれど、私も今回の入札におきましては、当然地域振興という点につきましては、町長ともその辺をどう果たしていくかということが大きな課題でございました。また議会からご意見もいただいておりますとおり、入札の適正化という点につきましても十分意を用いていかなければならぬという中で、今回指名にあたっての中において地域振興策をどのように考えているかということで、最終的には1次の審査を終えた段階で、2次審査の段階でその辺のところの優劣をいたしまして、一応第1次においては20社程度を選定し、最終的には15社を選定して指名に望むということで考えたところでございますが、実際内容的には、作文が主ということで長谷川議員のほうからお話がありましたとおり、非常に皆さんその点につきましては積極的な中に振興策を果たしていただくというような作文でございました。そういう中から非常に優劣がつけがたいのかなということで最終判断いたしまして、第1次に審査いたしましたものを入札に参加しようということで最終決断をして指名をいたしましたところでございます。

こういう公共工事において、今回はじめてこのような形を取らせていただいたところでございます

が、行政としてその地域振興策について、いわゆる競争の原理から離れる部分ではございますけれど、企業側に対して行政の思いをメッセージとして発しているという中で、当然落札業者としてそれに応えてくれるものというふうに大きな期待を致しているところがございます。今回落札にあたりましてその中におきましては、当然工事の進行計画というものを町の方に提示を図ってくることになってございます。そういう中でどのような形でその振興策が図られるかということ、十分町としてはメッセージ送ってできるだけ対応を図っていききたいというふうに思っております。

当然メンテナンス等におきましても当然地元が入れば、メンテナンスに入る場合については、そういう下請けに入ってやられる方をお願いすることが、身近にあっていいわけでございますので、その点も含めましてその辺の行政のある程度の強い指導で望んでいきたいと思っております。そういう中から非常にこの入札制度に対しましては、非常に透明性を高める、競争性を高めるといふ点と、地域振興という点につきまして、非常に相反する面がございます。この辺が非常に難しい状況でございます。かかる入札の適正化の関係についても、最近こういうような形で出てきているわけでございます。こういう点が自治体においては当然努めていかなければならない流れと思っております。そういう中におきまして議会の予算特別委員会でも、ひとつの厳正な執行という面で意見を賜ったものと私ども受けております。こういう時代の流れに沿って私ども対応しているということでご理解賜っておきたいというように思っております。

当然従来型におきましては、ひとつの予備指名方式というものをとってございました。そういう中で地域振興の果たす役割も含めてやってきましたが、予備指名制度というものは、適化法の中では不適というようなことでございますので、その辺のところからひとつ地元業者を排除したのではないかとというようなご意見等もあるわけでございますけれど、新しい入札制度、透明性、競争性を高めた中でやっていくことが今求められているんだということをご理解を賜っておきたいと思っております。

**議長（平田喜臣君）** 15番村上和子君。

**15番（村上和子君）** 入札につきましては、常々町長は競争原理も働かせるということをおっしゃっておられまして、そういうことでジョイントをはずして公募型入札に踏み切ったかと思うんですけど、地元の業者が設備、電気等も含めて1社も落札できないという、地元の雇用問題とか経済波及効果あまり望めないというということは大変悩ましい問題だと思うんですけど、町のほうも少しでも安くということであれば、競争原理を働かすということと、最低制限価格というのを入れなかったほうが安くできたわけでないかと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

それと最低価格より下に入札になったところはありませんでしたでしょうか。それと落札された業者が地域振興それから地域に貢献すると、こういうような文書があるということでございますが、どういうものであったのか教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**議長（平田喜臣君）** 総務課長答弁。

**総務課長（田浦孝道君）** 15番村上議員のご質問にお答えします。

いわゆる最低制限価格の問題であります。これにつきまして国をあげまして非常に大きな課題として位置付けられてございます。各市町村の工事につきましても国の考え方に沿いましていわゆる原価割れするような受注、いわゆるダンピング受注につきましては最終的に適性を欠くような施工につながるという観点から、不良、不適格業者の排除の徹底の中にダンピング受注については当然にして排除すべきということがうたわれているところでありますし、それを受けまして自治法におきましても低入札価格調査制度あるいは最低制限価格を必要に応じて市町村長において設定をできるということになってございます。

今回につきましては、先ほど来申し上げてますように能力のある多くの業者において競争性を発揮していただくと、一方、今言いますような万が一原価を割るような受注になって適正な履行にならないとすれば、これはまた社会的にも大きな問題につながるという観点から、最終的にそれらを踏まえまして町長において本工事につきましても最低制限価格を設定したという旨を各業者に通知したところであ

りますし、その結果3工種におきまして先般入札をしたところでありますが、電気設備工事におきましては、1業者におきまして町において最低制限価格を設定した以下の応札があったという実態になってございます。今後におきまして町長におきましてはこの大型工事に関わらず、工事ごとにそういうことを踏まえながら、この制度の趣旨に沿った形で取り扱いをしていかなければならぬという考え方のもとに、今回改めてそういう観点で設定したところでありますのでご理解いただきたいと思います。

**議長（平田喜臣君）** 暫時休憩いたします。

午後15時05分	休憩
午後15時07分	再開

**議長（平田喜臣君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま15番の質問に対します答弁をいただきます。総務課長。

**総務課長（田浦孝道君）** 漏れがあり申し訳ありませんでした。

地域経済への振興対策の調書の内容につきましては、これはいわゆる各参加されました企業ごとの営業上の秘密事項にも該当しますことから、この内容につきましては開示をする範囲ではないというふうに判断してございますので、その点ひとつご理解をいただきたいなと思っております。

内容は非常に企業の固有名詞等もありまして、私どもにおきましては情報2条例におきます各企業の営業上のいわゆる秘密という範疇であろうという判断から開示をしない扱いとさせていただきますと思います。

**議長（平田喜臣君）** 15番村上和子君。

**15番（村上和子君）** 電気工事のほうで1社最低価格より下があったということでそれはいくらでありましたか。金額はいくらでありましたか。

**議長（平田喜臣君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 村上議員の質問にお答えしたいと思います。

当然予定価格と最低価格につきましては公表してございませんので、これは開示できませんが、一応下回った額のおよその額を、差額ですね、どのくら

いだったかということをご参考申し上げたいと思います。約300万弱です。

**議長（平田喜臣君）** 12番米沢義英君。

**12番（米沢義英君）** 今行ったように透明性透明性といってこういうことははっきり言えないんですよね。こういうところに疑惑をもたれる第1の原因があるわけで、ちゃんと調べたら藤下電気というところが最低制限価格を下回って出しているわけなんです。こういうことをなぜあなた方は言えないのかということでしょう。透明性だということだったら事前公表を行うだとか、ちゃんとやるだとか、そして地元の企業を分割発注して、雇用がここに生まれて、地元にお金落ちるような仕組みをもっと考えるべきであって、そういうことをきちっとやれば、何も問題になっているのはいろんな裏で工作をやるから問題であって、そういうことをやりましたよということをきちっと公表すればなんでもない話ですから、そういう意味で透明性の確保だとか競争性の確保だとかいろんなことを言われてごまかそうしているけれど、私はあなた方のやり方というのは、全く地域の雇用の問題と経済の問題という立場からも離れている問題だと思います。

それでは下請けで何の強制力もない下請けで仮にあなた方の狙っている下請け業者が雇用として使われた場合に、どのくらいの割合で地元の雇用が拡大されるのか、ジョイントの関係でいえば、より確実なんです、そういうことをやれば、そういうことを念頭に全く入れていないわけで、やはりもう一度あなた方の建築における電気設備、3つの発注においてやっぱりもう一回再検討して、地元の雇用の拡大という立場から再検討しなおすべきだというふうに考えますがこの点についてもう一度お伺いいたします。

**議長（平田喜臣君）** 町長答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 12番米沢議員のご質問にまずお答えさせていただきたいと思いますが、何かこう特別な、私どもが特別な何かがあるような含みのあるご発言でございましたが、そのことにつきまして何かあるのであれば、明確にご質問いただきたいなと思います。私はどうも影で何かあるようなというふうに受けました。

先ほども何度も申し上げておりますようにジョイ

ントベンチャーを組めばいいですよと、これは私も考えました。しかし予算特別委員会において公正な入札制度を執行せよという意見書をいただいたことによりまして、5社そこのジョイントではこれは西小学校のときのようにいろんなうわさがたって新聞の話になったりいろんな問題が出てくる。そういうなことは避けるべきであるということも含めながら、私はいかにしたらいいかという公募型で少なくとも15社以上の企業を指名しなくてはいかんという認識を意見書によって受けました。その結果、15の企業体で組んだときどうなるかという5社にはわが町の人たちが入っているけれど、あとの10社には入っていないと、入札には参加するが仕事に参加するという率は3分の1、そういうことを考えますと確実に下請けという事業をやっていただくために、今、地域経済の振興対策調書には、その内容につきましては、先ほど総務課長が言ったようにすべて地域のためにできるものは地域にしますといういい文章を書いてあるわけです。しかしそのとおりにするために私は今落札した業者に対して行政指導しますよと、もう既に落札した業者に対してはそのことについてこの調書のとおり施行してくれと、実行してくれということをお願いしております。それで地元の業者とも話し合っただけで対応します、雇用も地元の雇用を対応するよう努力します、それから資材の購入についても努力しますというお答えは受けています。しかしそれには強制力はないということは先ほど長谷川議員のときにお答えしたようにそういうような状況である。私はそういうことで地域振興のためにここは私は尽くしていると。議員との見解の違いであります。ジョイントにすれば必ず地域振興につながると、私はその中で3分の1で確率がないという状況の中になったときは、まるきり地域振興にはつながらないと、行政指導もできないと、そういうことを考えますと、私はこういうことでやるのが最も地域振興につながるものという前提で私は考えた。

それともうひとつはその地域の業者の皆さん方からいろんなお話を承りました。このことによってなんだかの財源が対応でき得るならば、新たな事業の展開ということもできるだろうと、それが5,000万なり1億の仕事であれば、地域振興にまるっき

り今まで私としては、よその町外の業者をそれほど入れないようになるべく地域振興ということを考えながら実行してまいりました。そういう対応もでき得るだろうということも含めながら、お話を申し上げているわけでありまして、何か12番米沢議員のお話を承りますと、なんとなく私としてはその言葉に何かあるような質問でなくて明快なご質問をいただきたいというように思います。

**議長（平田喜臣君）** 12番米沢義英君。

**12番（米沢義英君）** 誤解を招くと大変ですから一般的にこういうところが問題だということの表現でありますから、それはご理解いただきたいというふうに思っています。

やはり問題になっているのは門前払いだと、仮に町長が言うように15社という形の中でジョイント組んだとしても、そこに地元の企業がなんだかの形ではいる場合、こういうこともいいんではないかという話も実際あるわけです。確かにそこで仮に入札できなかった場合、地元にお金が回らないんでないかということもあるのかもしれないけれど、そこにも条件をつければいいんですよ。なおかつこういう条件の中で下請けにも使う条件という形もいろんな形で、物資も調達するというような、そういうことをやりなさいというようなことを僕は言っているわけなんです。そういうことをやっぱりやるのが地元にお金が落ちるし、やはり仕事の雇用の拡大につながると、町長は町長で行政側は一生懸命考えているということの考えもあると思いますが、私はそういう立場からもう一度この問題については見直しを再度迫りたい。

**議長（平田喜臣君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 米沢議員の先ほどの前段透明性のお話してご質疑があったと思います。これにつきましてお答えさせていただきたいと思っております。入札の結果については当然公表でございます。先ほど村上議員のほうからお話のございました指名にあたってそれぞれ個々の企業に点数つけますから、これらにつきましては公表はできませんということでお答えしていますので、その辺のところをちょっと透明性のお話から、その辺隠しているのではないかとご指摘でございますけれども、当然点数つける段階におきましては、個々の企業の通知箋でございます



すから、これは当然秘密に属する分ということで私も抑えておりますので、その点については公表できませんけれど、入札の結果に対して落札が何ぼだとかそういうことについては従前とおり公表をいたしているところでございますので、その点ご理解をいただきたいと思ひます。

それとただいまのご質問でございますけれど、新しいこういう大きな工事の中で、ひとつの新しい入札制度の中で、取り組みをしたというようなことで従来のジョイントベンチャー方式で、その予備指名方式を取ってやってきたことが、どうしても潜在的にあるんだろうというふうに思っております。その辺が行政としてなかなか予備指名がこの適化法の中ではでき得ないという中で自主結成方式に変わってきてございます。そういう点になってきますと、それぞれジョイントベンチャーを組むランク付け等も出てまいりまして、その辺全ての町の業者が全て入っていくというようなことにもなりません。一定の施工能力、いわゆるジョイントベンチャーといひますところの格付けの中でのということになりますと、相当数が減ってまいります。そういう中で最終的には、競争を働かすということになってきますと、入札に参加する業者が多くなる。そういう中で地元が入ってジョイントベンチャー組んでやったとしても、確実に地元の業者が競争に勝てるかという点については、これまた未知数の問題でございますのでこの点、地域振興に対する役割という点でこの適化法の中でどう進めたらいいかということについては、私のほうで十分検討させてもらいました。先ほどから何度か申し上げておりますとおり、この地域振興、今のこの厳しい状況ですから企業にどういふうにそのメッセージを送っていくかということが大きな問題というふうに思ひ、今回はじめてこういう形で入札執行をさせていただきました。私どもとしてはまだこれから未知数でありますけれど、先ほどから申し上げている中で地域振興が図られるような中で、当然落札業者に対して行政としても望んでいきたいということ考えておりますので、その点もまた結果の状況につきましてはご報告する機会があるかと思ひますので、この点よろしくご理解を賜っておきたいと思ひます。

**議長（平田喜臣君）** 14番徳島稔君。

**14番（徳島稔君）** 私は2、3点お伺ひしたいんですけど、この入札、今までは指名競争入札ということで、何十年、何百年かやってきたと思うんですけど、今回はじめて競争入札にして指名をしないということではじまったのですけれど、結果としてやって喜んでおられるようなんですけれど、これ正直言って私は5月の27日から、今皆さん心配されておりますが、私は5月の27日から苦勞に入ったなと私はこう考えている。それから16年の10月31日まで、これ安い安いばかり言って喜んでおられないと、12年前には近隣町村で学校をやって途中で一服されて、大変騒動を起こしたことがあるわけです。そういうことになれば、私は今の世の中は拓銀がつぶれていく時代ですから、相当しっかりしてもらわないことには、ただ調査したんだ調査したんだということでは私は大変心配だなと、それだけのやっぱり執行者として自信を持って私はやってもらいたいと思ひます。そして私の言うのはこれ町側の、執行者に諮って、この監督というのはどういふうにしてこれからいられるのか、その辺のこと一点を。ただ設計業者がきて帳面上の監督では私いけなないかと、私はこう考えるんですが、その監督の辺をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

次は私はこの入札の安いのはよろしいんですけど、私はその地元業者育成、育成と皆さん心配されるけれど、地元業者、地元業者といひても、資材にしても、まさか内地からコンクリートの石を運んでくるということもなかなか不可能だと。石だとかコンクリートはこの地元で使ってもらえと。資材にしてはやっぱりいいものは本州のほうからくるんですから、樺太からくるんでないんですから、やっぱり向こうの業者が私は妥当でないかと。そうかといひて企業体でやれやれといひても、今まで考えてみたら8・2だとか3・7だとかとやってきたわけです。私は8・2でやって言ったことあるんです。そんなものでかい業者いいとこすって、2ぐらいもらったってゴミ掃除かそらの掃き掃除しているに過ぎない、私はこういうふうに言ひ、私はあんまりぱっとしていなかつた。ただ今度は私はこういうことになるよって、町長ここで皆さんに地元業者育成だか、何ぼ安くなったか私はわかりませんが、ここ

で正直にこの福祉センターやるのに3億なら3億、2億なら2億、町の考えで安いんだと。この安い分を公営住宅するとか、ひとつみんな地元業者が仕事できるように、私はばりばりとしたほうが問題も生じないのでないかと、私はこう考えるんですけど、この点をひとつしっかりと、余ったといったら語弊あるけれど、予算より低くなった部分をまだまだその福祉センターにいいものを買ってくるものか、その余った金は地元業者に、公営住宅を建てるとか、道路をやるとか、地元業者に還元をするという意味で仕事を出してはどうかと、私はこう思っているが、その辺の考えをひとつ聞かせていただきたいと私はこう思うんですけど、その予算より下がった部分をどういうふうに考えているのか。

その辺を一点とこれから先のこの今この地元の入札に対しまして、指名競争入札でずっときたわけですけど、これをきっかけに地元の仕事を今の入札制度の式にしていくのか、指名競争入札でまたやるのか、この福祉センターだけをフリーにしたものか、その点をひとつこれから先の考えをお聞かせ願いたいと思います。以上です。

**議長（平田喜臣君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 徳島議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず工事の施工管理の問題でございますが、基本的には設計管理は従来設計いたしましたところに委託して、設計管理に万全を期していきたいというふうに思っております。当然今回入札あった中で、業者の入札額に応じた見積もりの内容とも十分出していただいて、それと設計との内容がどういうふうになっているか、その辺のところは当然町として管理をしていかなければいかん、またそういう設計管理の業者においても指導をいただいていかなければならない面がありますから、その点は十分配慮していきたいというふうに思っております。

それと基本的には、入札自体は指名競争入札でございますので、これは一貫して変わってございません。地方自治法のいうところの一般競争入札の特例として、指名競争入札があるということでその指名競争入札制度をとっているということでございます。通常、こちらから従来は本当に指名して、特定のものを指名してやる方法を取っていましたが、今回は

公募方式により申請をしていただいて、こちらの条件に合ったものを指名をするという形で今回の入札は違うところでございます。そういう面で先ほども何回も申し上げておりますが、入札及び契約の適正化に関する法律の施行がなされております。そういう点もあって議会もご意見をいただいて厳正にやるという中にありますので、その辺との中でこういうような新しい方式で透明性、競争性を十分発揮する中に取り組んだというようなことでございます。

ただ1点、何回もご指摘をいただいておりますが、地域振興策については非常に難しい面があります。この点をどうその辺のところをマッチしていくべきかということで、この辺十分考えた中での対応を図ったということでご理解を賜っておきたいと思えます。

今後の入札執行におきましても、この点も十分踏まえましてその状況に応じて指名競争入札については、町内で十分に競争ができるという判断においた場合については、町内を対応していきたいということは従来と変わりございません。一応工事価格によって幅広く競争に付きなければならない場合におきましては、町外業者も含めた入札ということで競争性を発揮してもらおうというようなことを心がけながら、今後執行してまいりたいというふうに思っております。

それと当然今回の入札におきましては、競争性を発揮することによりまして入札価格の低減化を私どもとしては期待を申し上げておりました。先ほど担当課長から申し上げましたとおり、予算額に対して1億1,540万の低減をみたところでございます。この金額につきましては、次年度以降の中で地域振興を果たせるようなものに町としては、扱っていききたいということで現段階においてはまだ決定しておりませんが、懸案事項の中で町内業者がこういう恩恵に預かるような中で対応してまいりたいということと考えております。

**議長（平田喜臣君）** 18番向山富夫君。

**18番（向山富夫君）** 1点お尋ねさせていただきます。先ほど来非常にご苦労なされた中で、少しでも安価に工事金額をしたいという思いと更に地域振興という非常に板ばさみ、苦しい思いの中で今回の経過をたどったというふうにご報告いただいております。

りますけれど、先ほど来町長をはじめ皆さん方地域振興につきまして非常に私どもも懸念をしておりますし、理事者の皆さん方も心配なさっているということで、落札された業者に対して地域振興を極力図っていただきたいということで、町としてもメッセージを送っているということでございます。

それですね、先ほど町長のご答弁にもありましたように、それは今は一方的に企業の側が町に対して示してこられているものを、そのまま期待を寄せる以外にないんだということでございますが、今後工事が実際に始まりまして、これから町が送るメッセージに対してまして、それぞれ関わる企業のほうから更に地域振興に対して具体的に計画が示されるのでないかと思いますが、そういう経過を踏まえまして、是非この際工事の途中、若しくは工事が終わった時点で町が思っていたような地域振興に果たして寄与があったというふうに、町長が検証なり評価なりどのような評価をなされているのかということ、是非詳しく具体的に議会に対して報告をしていただくということをお願い申し上げたいのですが、いかがでございましょうか。

**議長（平田喜臣君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 向山議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

非常にこういう中で、地域振興策については町民皆さん非常に興味をもっているということでございます。私どもといたしましても行政でこれだけのメッセージを送った中で、企業側がそれに対して応じてくれるかという点につきましては、結果については議会にも報告申し上げていきたいというふうに思っております。

そういう機会がございましたらできるだけ早い機会の中で、施工計画というのが当然あがってきますので、その辺の中で具体的にものも聞いてまいりたいというふうに思っております。そういう中で機会がございましたら、そのときに状況報告をしてまいりたいというふうに思います。

**議長（平田喜臣君）** 3番福塚賢一君。

**3番（福塚賢一君）** 同僚議員の質問に対して助役の答弁が極めて有能な植田助役だと思っておりましたけれど、適切を欠いているということで質問させてもらうわけですが、町長は1銭でも安くこの

事業を発注したいということで、12月一般質問しましたよね。一括、それが3分割になった、その結果、町長の意を体して今回の入札が一連終わりました、1割1分くらい、1億1,000万くらい安く発注できたと。

ついては、助役の答弁では次年度以降でこれら1億1,000万に対しては、町内における公共事業の実施に向けてというような答弁をされたわけです。基本的に違っていると思うんですよ。現金積んでいて1億1,000万円余ったわけじゃないですよ。財政が硬直化しているわけなんですよ。健全財政維持方針立てているわけなんですよ。企業会計、特別会計、一般会計、債務負担で200近いものがあるわけですよ。負の財産が。それは切れる刀を指している理事者側だから。議会の同意を得れば、事業は圧縮できるかもしれません。短絡的に1億余ったから、年次計画もって、3年先、17年まで事業計画立てているわけですよ。次年度以降1億1,000万余ったからすぐ取り組みますようなニュアンスを持った発言は極めて聞き取れないと。その辺の考え方を再考していただきたく質問させていただきます。

**議長（平田喜臣君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 3番福塚議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

私がお答弁申し上げた中で、次年度以降の中にも簡単にとということでございますけれど、財政状況厳しい状況でございます。従いましてその中におきましても当然今回この入札におきましては、当然その低減いただいた額というのは、町民皆さんの全体の利益に供するものと思っております。そういう観点からいたしますと、その次年度以降の中で、緊急を要する事業だとか、懸案になっている事業だとか、そういうものに振り向けれる機会があるというふうに思っております。そういう点でその配慮をしていきたいというふうに思っております。

当然これらについては、全体の財政状況の中での位置付けという点でどういう位置付けになるかということにつきましては、当然考えていかなければならないものと思っております。そういう面でこれが余ったからすぐぱっとう使うということではなくて、全体の中で町が懸案としているもの、あるいはまた緊急的に施工しなくてははいけないもの等に、こ

れがある程度回っていくものというふうに理解していますので、その点でご理解を賜りたいと思います。

**議長（平田喜臣君）** 他にございませんか。1番中村有秀君。

**1番（中村有秀君）** 先ほど同僚議員の質問の中に、第2基準の地域経済調書の関係というのが甲乙つけ難いという答弁がありました。そしてその中でそれを明らかにして欲しいと言ったら、いやこれは企業努力の秘密だからということですけど、我々としては、これだけの工事を3業者がやった、地域経済の考え方はこうなんだということを、やはり明らかにしたほうが、その企業が今度受注される段階でこうなんだという姿勢が僕は明らかになると思うんですね。それが第1点で、是非それは公開をして欲しい。資料を提出して欲しい。

それは第2点は助役が答弁されてましたこの調書に基づいて、地域対策の計画書を提出させると、今の答弁で施工計画書も当然出てくるといいましたけれど、先ほど向山議員のように結果の経過の報告でなくて、受注した段階でこれらをいかに地域の計画書をどうするかということを出してもらうということは助役答弁されましたから、それも議会に資料を提出していただいて、我々が町民に受注業者はこれだけ地域に対しての誠意を持って対処しているという姿勢を私は明らかにしていったほうがいいだろうと思いますから、その2点を一応資料を提出する、公開をするということで確認を求めたいと思います。

**議長（平田喜臣君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 1番中村議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

私、先ほど中村議員がおっしゃったとおり、1次と2次ということで、2次については経済振興、地域振興が十分果たせる業者を、まず第1次指名で選考して、次にふるい落とすときには、それでやりませうということで一貫した方針で臨んでまいりましたが、作文であるということではなかなか難しいわけですが、一応、優・良・可というような3段階方式でやったところでございますけれど、それぞれ積極的な作文というような中で、いずれも優という形でつけさせていただいたところでございます。ただ個々の点数の問題については、通知箋というふうに考えたときに、私も果たして、そういうものを

公開することは果たしてどうなのかという点がございませうものですから、先ほどからこれらについては公開しないという取り扱いをさせていただきたいというふうに思っております。そういう方針で臨んでおります。

先ほど向山議員からもご発言ありましたとおり、今後落札業者に対しては、施工計画書等の提示をいただくこととなります。従いましてその中でどのような地域振興策を果たすかということは、当然求めなければならないというふうに思っておりますので、これらについてはどういう形で企業が考えているかということで、出てまいりましたら議会にもご覧いただくような機会を作ってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**議長（平田喜臣君）** 他になければこの辺で質疑、討論を終了させていただいてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

**議長（平田喜臣君）** これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第2号、議案第3号、議案第4号を起立により採決いたします。

はじめに議案第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（平田喜臣君）** 起立多数であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号を採決します。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（平田喜臣君）** 起立多数であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号を採決します。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（平田喜臣君）** 起立多数であります。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第5号

**議長（平田喜臣君）** 日程第8 議案第5号上富良野町老人福祉寮条例を廃止する条例の件を議題と

いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

**保健福祉課長（佐藤憲治君）** ただいま上程いただきました議案第5号上富良野町老人福祉寮条例を廃止する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

老人福祉寮につきましては、生活環境や住宅状況の理由により、居宅での日常生活をすることが困難な単身の高齢者に対しまして、生活の場を確保することを目的に旧町立病院職員住宅を転用して、昭和55年3月にこの条例を制定したところであります。この度保健福祉総合センターの建設に伴い、建設予定地内にあります当該施設の取り壊しが必要なことから、上富良野町老人福祉寮条例を廃止するものであります。またこれと関連しまして老人福祉寮は、長期かつ独占的な利用についての議会への議決を必要とする対象施設となっているため、当該施設の廃止に伴い、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の規定から削除するよう本条例を改正するものでございます。

以下議案を朗読して提案理由の説明に変えさせていただきます。

議案第5号、上富良野町老人福祉寮条例を廃止する条例。

上富良野町老人福祉寮条例（昭和55年上富良野町条例第2号）は廃止する。

附則。

施行期日。

1、この条例は交付の日から施行する。

議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正。

2、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和62年上富良野町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第29号までを1号ずつ繰り上げる。

以上をもちまして説明といたします。ご審議いただきまして議決賜りますようお願いいたします。

**議長（平田喜臣君）** これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（平田喜臣君）** なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

**議長（平田喜臣君）** ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

### 閉会宣告

**議長（平田喜臣君）** 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成15年第2回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午後15時48分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 1 5 年 6 月 2 日

上富良野町議会議長

平 田 喜 臣

署 名 議 員

吉 武 敏 彦

署 名 議 員

西 村 昭 教